

合併協定書

浜坂町・温泉町

合併協定書

平成16年10月2日

1. 合併の方式

浜坂町、温泉町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

2. 合併の期日

合併の期日は、平成17年4月1日とする。

3. 新町の名称

名称は、温泉町とする。

4. 新町の事務所の位置

- (1) 事務所の位置は、美方郡浜坂町浜坂2673番地の1とする。
- (2) 温泉町湯地内に支所を置く。
- (3) 庁舎のあり方は、本庁方式とし、支所機能は、住民生活に必要な住民サービス業務と地域振興等を担う。

5. 財産の取扱い

- (1) 浜坂町、温泉町の所有する財産、公の施設及び債権・債務はすべて引き継ぐ。
- (2) 財産区有財産は、財産区有財産として引き継ぐ。

6. 新町建設計画

「別添のとおり」

7. 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新町の議会議員として在任する。
- (2) 選挙区は1選挙区とし、在任期間終了後の議員の定数は20人とする。

8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 農業委員会の委員は、新町に1つの農業委員会を置き、浜坂町、温泉町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

- (2) 選挙の単位は、農業委員会等に関する法律第 1 0 条の 2 第 2 項の規定を適用し、選挙区制とする。なお、選挙区は、浜坂町、温泉町のそれぞれの区域とする。
- (3) 農業委員会の選挙による委員の定数は、1 7 人とし、各選挙区の定数は、基準定数及び農地面積・農家戸数の比率等を加味し、浜坂町 8 人、温泉町 9 人とする。選任による委員は、議会推薦は 4 人とし、農業団体推薦委員 1 人とする。合併後初めて行われる一般選挙から適用する。

9 . 地方税の取扱い

- (1) 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税、特別土地保有税は、現行のまま引き継ぐ。
- (2) 国民健康保険税は、均一課税とする。
- (3) 入湯税は、1 人 1 日 1 5 0 円とする。

1 0 . 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 浜坂町、温泉町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐ。美西衛生施設一部事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐ。
- (2) 職員数は、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。
- (3) 職員の給料は、現給を保障し、合併による格差は速やかに調整する。
- (4) 職階は、合併時に職名とともに級別標準職務表を調整し、統一する。

1 1 . 特別職の身分の取扱い

- (1) 町長、助役、収入役、教育長の設置、人数及び任期は、法令の定めるところによる。
町長、助役、収入役、教育長の給料及び議員の報酬額は、現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。
費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体の状況を参考に調整する。
- (2) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期は、法令の定めるところによる。
報酬額は、現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。
費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体の状況を参考に調整する。
- (3) 審議会・委員会等
浜坂町、温泉町及び美西衛生施設一部事務組合に設置されているもの並びに浜坂町、温泉町に設置されていて、新町においても引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
1 町及び美西衛生施設一部事務組合のみに設置されているもので、合併時に施行される条例等により設置が必要なものは、合併時まで調整する。それ以外のものは、合併後、速やかに調整する。

合併時に設置が必要なものにかかる委員報酬は、合併時まで類似団体の状況を参考に報酬審議会に準じた第三者機関を組織し調整する。また、合併後に設置が必要なものにかかる委員報酬も、同様の取扱いとする。

12. 条例、規則等の取扱い

- (1) 合併協議会で確認された事務事業に関する条例、規則等は、それぞれの調整方針に従って整備する。
- (2) 浜坂町、温泉町が同一又は1団体のみが制定している条例、規則等は、原則として現行のとおりとする。
- (3) 類似又は相違している条例、規則等は、どちらかを基本に調整統一する。
- (4) 条例、規則等の制定にあたっては、新町における事務事業に支障をきたさぬよう次の区分により整備する。
 - ア．合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの。
 - イ．従来、施行されていた条例、規則等を引き続き暫定的に施行させる必要があるもの。
 - ウ．合併後、逐次制定し、施行させるもの。
 - エ．廃止すべきもの。

13. 事務組織及び機構の取扱い

新町の具体的な組織及び機構は、次に掲げる方針に基づき、合併の日までに整備する。なお、行政区域が広がることから、支所機能は、住民生活に必要な住民サービス業務と地域振興等を担う。

- (1) 住民サービスの低下をきたすことのない組織・機構
- (2) 住民に分かりやすく利用しやすい簡素で効率的な組織・機構
- (3) 地方分権や新たな課題に即応できる組織・機構
- (4) 新町まちづくり計画の実現が円滑に遂行できる組織・機構
- (5) 責任の所在が明確で、的確な危機管理が行える組織・機構

14. 一部事務組合の取扱い

- (1) 美西衛生施設一部事務組合は、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債権・債務を新町に引き継ぐ。
- (2) 美方郡広域事務組合、美方広域消防事務組合、北但行政事務組合、但馬広域行政事務組合、兵庫県町交通災害共済組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合及び兵庫県町土地開発公社については、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に当該一部事務組合に加入する。
- (3) 兵庫県市町村退職手当組合及び但馬公平委員会については、浜坂町、温泉町及び美西衛生施設一部事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合等から脱退し、合併の日に当該組合等へ加入する。

(4) 地方自治法の規定による協議会等は、法令に基づき所定の手続きを行う。

15. 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 施設の使用料は、その施設の内容、建設年度が異なり、又、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のまま引き継ぐ。ただし、同一又は類似する施設は、負担公平の原則及び住民の一体性の確保から、統一する方向で調整する。
- (2) 手数料は、負担公平の原則及び住民の一体性の確保から、統一する方向で調整する。

16. 公共的団体等の取扱い

公共的団体等は、速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の事情を尊重しながら、次のとおり統合に向けた調整に努める。

- (1) 浜坂町、温泉町に共通する団体又は共通の目的をもった団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (2) 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。

17. 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等は、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、次のように調整する。

- (1) 同一あるいは同種の補助金等は、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 独自の補助金等は、従来からの経緯及び実情に配慮し、新町において均衡を保つよう調整する。
- (3) 整理統合できる補助金等は、統合、廃止する。

18. 町名・字名の取扱い

字の名称及び区域は、現行のまま引き継ぐ。

19. 慣行の取扱い

- (1) 町章は、合併時に定める。
- (2) 町民憲章・町花・町木・町鳥・町歌・町音頭・宣言は、新町において、検討する。
- (3) 表彰は、新町において、制度を設ける。すでに各町でその称号を贈られている名誉町民・特別町民は、引き継ぐ。
- (4) 慣行的な儀式、式典は、合併までに調整する。

20. 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険財政調整運用基金及び国民健康保険支払準備基金は、すべて引き継ぐ。
- (2) 診療所及び診療所関係手数料は、現行のまま引き継ぐ。

2 1 . 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護保険事業計画は、合併時に再編する。
- (2) 介護保険料は、温泉町の例を基本に統一する。
- (3) 介護保険給付費準備基金は、すべて引き継ぐ。
- (4) 介護認定審査会は、合併時まで調整する。
- (5) 介護保険料納付証明手数料は、浜坂町の例により統一する。

2 2 . 消防団の取扱い

- (1) 消防団は、合併時に統合し、旧町の区域を方面隊とする。ただし、合併後速やかに防災会議を設置し、新町防災計画を策定する中で、将来的な消防のあり方について検討する。
- (2) 消防施設の建設、修繕、運営は、温泉町の例により統一する。
消防衣服等は、現物支給とし、浜坂町の補助金は廃止する。
温泉町の正副分団長協議会への交付金は廃止し、新町において新たに分団長協議会を設置する。
機械器具管理交付金は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。ただし、浜坂町の分団自動車借上料は廃止する。
- (3) 報酬は、現行の支給総額を上回らない範囲で調整する。
出勤手当及び年末警戒手当は、浜坂町の例により統一し、機関出勤手当は廃止する。
- (4) 出初式、初出式は、統一し、毎年4月第2日曜日とする。
浜坂町の消防大会、防火広報パレード及び温泉町の夏期訓練、防火パレードは、それぞれ方面隊の事業として引き継ぐ。
年末特別警戒は、12月29日、30日の2日間に統一する。

2 3 . 各種事務事業の取扱い

2 3 - 1 議会関係事務事業の取扱い

- (1) 議会の定例会及び臨時会は、現行のとおり引き継ぐ。
- (2) 議会の委員会の種別、委員数については、新町の議会において定める。
- (3) 議会広報紙は、現行のとおり引き継ぐ。

2 3 - 2 総務関係事務事業の取扱い

- (1) 指定金融機関は、現行のまま引き継ぐ。
- (2) 情報公開及び個人情報保護制度は、合併時に再編する。情報公開手数料は、温泉町の例により統一する。
- (3) 自治会及び連合自治会、区長協議会は、現行のまま引き継ぎ、合併後1年以内に調整する。地縁団体は、現行のまま引き継ぐ。
- (4) 地域振興事業等補助金は、現行のまま引き継ぎ、平成18年度から再編する。
- (5) 行政財産目的外使用料は、浜坂町の例により統一する。

(6) C A T V 事業は、現行のまま引き継ぐ。

2 3 - 3 企画関係事務事業の取扱い

(1) 町営バス運行事業、ゆめぐりエクスプレス運行事業、地方バス等公共交通確保維持対策事業及び地方バス路線維持対策事業は、浜坂町の例により統一する。

鉄道対策事業は、浜坂町の例により引き継ぐ。

空港対策事業の但馬空港利用助成は、合併時に統一する。ただし、小学校の実施する社会見学等は、浜坂町の例による。

ヘリコプター利用助成は、温泉町の例により引き継ぐ。

(2) まちづくり団体に対する支援制度は、合併後新たな制度を設ける。

(3) 姉妹提携町は、現行のまま引き継ぐ。

(4) 広域連携団体は、現行のまま引き継ぐ。

(5) 広報誌は月 1 回、お知らせ版は月 2 回、予算説明書は年 1 回の発行とする。

行政放送は、合併時に再編する。

2 3 - 4 税務関係事務事業の取扱い

税務関係手数料は、浜坂町の例により統一する。

2 3 - 5 住民関係事務事業の取扱い

(1) 保育所は、浜坂町は現行のまま引き継ぎ、温泉町は平成 1 7 年 4 月に幼稚園と統合する。

通園バスの運行及び保護者負担金は、再編する。

保育料は、温泉町の例により統一する。

延長保育、乳幼児保育は、保育所毎に延長時間、受入年齢を設定する。

一時保育は、浜坂町の例により統一する。

保育研究会は、浜坂町の例により統合する。

(2) 戸籍住民関係手数料、被害証明等手数料、臨時運行手数料、船員関係手数料は、浜坂町の例により統一する。

(3) 地域防災計画及び水防計画は、合併後 1 年以内に策定する。

防災会議は、合併後新たに設置する。委員の数は、15 人とする。

災害対策本部は、合併時に再編する。

自主防災組織、婦人消防は、現行のまま引き継ぐ。講習会交付金は、温泉町の例により引き継ぐ。

交通安全用具の支給は、浜坂町の例により引き継ぐ。

(4) 戦没者追悼は、温泉町の例により統一する。

2 3 - 6 環境関係事務事業の取扱い

(1) 公害対策防止事業は、現行のまま引き継ぐ。

- (2) ISO 1 4 0 0 1 は、温泉町の例により引き継ぐ。
クリーン但馬 5 万人大作戦は、現行のまま引き継ぐ。
- (3) 指定ごみ袋は、燃えるごみ用大袋は 50 円、小袋は 30 円、その他紙製容器包装用大袋は 30 円とし、粗大ごみは 200 円とする。
事業系の一般廃棄物処理手数料で、計画収集は浜坂町の例により、毎日収集は温泉町の例を見直しの上統一する。
持ち込み手数料は、現行のまま引き継ぐ。
一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料は、浜坂町の例により統一する。
生ごみ処理機器購入助成は、合併時に再編し、事業系処理機の助成は廃止する。
ごみ集積所設置助成は、温泉町の例を基本に引き継ぐ。
ごみ収集体制は、現行のまま引き継ぐ。
- (4) 浄化槽汚泥処理及びし尿汲み取り手数料は、現行のまま引き継ぐ。
- (5) 集団資源回収助成事業は、浜坂町の例により統一する。
- (6) 斎場事業は、現行のまま引き継ぐ。
- (7) 畜犬登録事業は、現行のまま引き継ぐ。

2 3 - 7 保健医療関係事務事業の取扱い

- (1) 健康診査・検診は、温泉町の例を基本に統一する。
人間ドックは、現行のまま引き継ぐ。
節目検診は、温泉町の例により引き継ぐ。
- (2) 乳幼児健診は、統一する。ただし、実施会場は、当分の間 2 会場とする。
母子推進委員は、浜坂町の例により統一する。
- (3) 献血事業は、現行のまま引き継ぐ。
- (4) 公立病院は、現行のまま引き継ぐ。なお、将来的な地域医療のあり方は、合併後速やかに長期的・総合的な視野で検討する。
病院関係手数料及び公舎使用料は、現行のまま引き継ぐ。
- (5) 介護老人保健施設及び訪問看護ステーションは、現行のまま引き継ぐ。
- (6) 食生活改善推進員は、合併後速やかに再編する。経費は、合併までに調整する。
健康づくり推進協議会は、合併後速やかに再編する。

2 3 - 8 福祉関係事務事業の取扱い

- (1) 障害者福祉金は、温泉町の例により見直しの上、精神障害者を加えた形で統一する。
障害者団体は、統合できるよう調整に努める。補助金は、統一の方向で調整する。
- (2) 民生委員・児童委員は、現行のまま引き継ぐ。補助金は、統一する。
- (3) 民生委員推薦会は、合併後速やかに調整する。
- (4) 在宅老人介護手当支給事業は、浜坂町の例により見直しの上統一する。
- (5) 軽度生活援助事業は、浜坂町の例により見直しの上統一する。
- (6) 生きがい活動支援通所事業は、委託単価等の見直しの上再編する。

- (7) 婦人共励会は、統合する。補助金は、他団体との均衡を勘案の上、温泉町の例により統一する。
- (8) 単位老人クラブの組織は、現行のまま引き継ぐ。単位老人クラブへの補助金は、県の補助基準額の範囲内で調整する。ただし、小規模老人クラブは、県の補助基準額の3分の1の範囲内とする。
老人クラブ連合会の組織は、統合し、補助金は、県の補助基準額の範囲内で調整する。
- (9) 長寿祝金等支給事業は、再編する。支給対象者は百寿者のみとし、温泉町の長寿、米寿祝金は、廃止する。
- (10) 金婚夫婦祝福事業は、浜坂町の例により統一する。
- (11) 長寿等祝福事業は、再編する。
最高齢者（男女）、最高齢夫婦への祝品は、廃止する。
県長寿祝金支給事業対象者への祝品配布対象者は、米寿者のみとする。
- (12) 乳幼児医療費助成、重度心身障害者助成は、温泉町の例により統一する。
- (13) 高齢重度心身障害者特別医療費助成、母子家庭等医療費助成は、浜坂町の例を基本に見直しの上再編する。
- (14) 寡婦医療費助成、老人医療費助成は、温泉町の例を基本に見直しの上再編する。
- (15) 敬老祝福事業は、再編する。敬老会事業は、廃止する。
祝品配布対象者は、「数え 75 歳以上の同級生」とする。ただし、平成 17 年度は、「数え 74 歳以上の同級生」とする。
区長町内会長への祝品配布手数料は、廃止する。
- (16) 福祉タクシー事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。

2 3 - 9 農林水産関係事務事業の取扱い

- (1) 産地づくり交付金は、統一する。
集落転作推進活動事業は、見直しの上引き継ぐ。
利子補給は、統一する。
農会長協議会は再編し、その他の団体・組織の定額助成は、廃止の方向で調整する。
- (2) 町単独の事業助成は、適時適切な助成が行えるよう再編する。ただし、施設整備助成は、土地改良事業を含め温泉町の例を見直しの上統一する。
- (3) 土地改良事業にかかる農業用施設の町単独修繕工事分担金は、廃止する。
- (4) 林道整備事業にかかる分担金は、浜坂町の例により統一する。
作業道開設事業及び枝打推進事業にかかる補助金は、温泉町の例により統一する。
- (5) 有害鳥獣対策事業は、温泉町の例により統一する。
- (6) 緑の募金は、浜坂町の例により引き継ぎ、温泉町の緑化推進事業は、廃止する。
- (7) 和牛振興組合及び和牛振興会は、統一できるよう調整に努める。
- (8) 子牛品評会と子牛共進会は統一し、2才雌牛共進会及び県畜産共進会にかかる補助金は、引き継ぐ。

- (9) 子牛流死産互助共済事業は、温泉町の例により引き継ぐ。
- (10) 子牛代金前払制度利子補給及び但馬牛肥育事業利子補給は、引き継ぐ。
- (11) 優良牛確保事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。
- (12) 肉用雌牛貸付事業は、廃止の方向で調整する。
- (13) 施設整備事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。
- (14) 畜産施設は、引き継ぐ。
- (15) 岸田川漁業協同組合の定額助成は、廃止する。
稚魚等放流事業及び外来魚駆除事業は、引き継ぐ。
- (16) アワビ等中間育成種苗導入事業及び漁獲共済加入促進事業は、引き継ぐ。漁船建造資金利子補給は、見直しの上引き継ぐ。
- (17) 非農地証明手数料は、浜坂町の例により、鳥獣飼養許可証の交付等手数料は温泉町の例により統一する。

2 3 - 1 0 商工観光関係事務事業の取扱い

- (1) 商工会は、合併後の速やかな統合に向けて調整に努める。
商店街振興事業のイベントは、継続する。ただし、プレミアム商品券は見直す。
企業誘致助成は継続する。ただし、温泉町若者定住就労及び雇用促進奨励金と同様の助成は見直す。
融資制度は継続する。ただし、限度額は温泉町の例により統一し、短期償還期限は浜坂町の例により統一する。
- (2) 新卒・Uターン就業者激励会は、単独で実施する。
住宅資金助成事業は、廃止する。就労・雇用助成事業は見直す。
杜氏組合は、温泉町の例により統一する。各事業は見直す。
- (3) 観光協会は、現行のまま引き継ぐ。ただし、合併後3年以内の統合に向けて調整に努める。
観光イベントは継続する。
- (4) 屋外広告物にかかる手数料は、現行のまま引き継ぐ。
- (5) 温泉源は、現行のまま引き継ぐ。ただし、温泉審議会は、温泉町の例を基準に統一する。
- (6) 第3セクターは、現行のまま引き継ぐ。

2 3 - 1 1 建設関係事務事業の取扱い

- (1) 除雪路線及び除雪機械は、現行のまま引き継ぎ、除雪形態等は、合併後速やかに調整する。
共同除雪用機械等導入事業は、温泉町の例により引き継ぐ。
- (2) 残土処分事業は、現行のまま引き継ぐ。
- (3) 道路整備にかかる分担金は、廃止する。
狭小道路整備事業及び町道簡易舗装材料支給事業は、温泉町の例により引き継ぐ。

23 - 12 水道・下水道関係事務事業の取扱い

- (1) 水道料金は、合併後5年を目途に調整する。
上水道施設及び簡易水道施設は、現行のまま引き継ぐ。
加入金及び設計審査、竣工検査手数料は、温泉町の例により統一する。
開閉栓手数料は、温泉町の例により統一する。
水道工事指定店登録にかかる手数料は、現行のまま引き継ぐ。
- (2) 下水道等施設は、現行のまま引き継ぐ。
下水道使用料は、合併後5年を目途に調整する。
下水道等施設の整備にかかる受益者負(分)担金は、合併後5年を目途に調整する。
下水道関係手数料は、温泉町の例により統一する。
水洗便所等改造資金あっ旋及び利子補給、合併処理浄化槽設置整備事業補助金及び水洗便所等改造奨励金は、合併後3年を目途に調整する。

23 - 13 学校教育関係事務事業の取扱い

- (1) 通学(園)区域は、現行のまま引き継ぐ。
- (2) 校外指導に対する助成は、温泉町の例を基本に見直しの上統一する。
- (3) 英語指導助手は、現行のまま引き継ぐ。
- (4) 幼稚園の授業料は、浜坂町の例により統一する。
- (5) スクールバスは、現行のまま引き継ぐ。
- (6) 通園費助成は、現行のまま引き継ぐ。
通学費助成は、現行のまま引き継ぎ、合併後1年以内に統一する。
- (7) 給食費は、合併後1年以内に調整する。

23 - 14 社会教育関係事務事業の取扱い

- (1) 成人学級は、現行のまま引き継ぎ、合併後3年を目途に調整する。
高齢者学級、障害者学級は、統合する。ただし、高齢者学級の会場は、2会場とする。
公民館活動は、現行を基本に引き継ぐ。
生涯学習広報誌は、平成18年度に統一する。
- (2) 人権啓発推進委員会は、現行のまま引き継ぐ。
人権を考えるフェスティバル・人権講演会及び広報誌は、統一する。
同和教育協議会、人権・同和教育協議会は、統一する。ただし、当分の間、旧町に支部を設置する。
地域改善対策推進協議会は、現行のまま引き継ぐ。
文化会館活動、ささゆり学級・ひまわり学級は、現行のまま引き継ぐ。
奨学奨励金は、廃止の方向で調整する。
- (3) 青少年育成事業は、合併後5年を目途に再編する。
- (4) 社会教育委員は、再編する。委員の数は、15人とする。

- (5) ホームステイ事業は、現行のまま引き継ぐ。
交流事業は、合併後 3 年を目途に調整する。
国際交流協会、国際交流実行委員会は、統合できるよう努める。
- (6) 文化芸術活動は、基本的に現行のまま引き継ぐ。
文化祭は、統合する。ただし、会場は 2 会場とする。地区文化祭は、現行のまま引き継ぐ。
文化財は、現行のまま引き継ぎ、文化財審議委員会は、統合する。委員の数は、10 人以内とする。
- (7) 成人式は、統一する。
- (8) 生涯スポーツイベントは、町主催のものは合併後 3 年を目途に統一する。他団体等主催のものは、原則現行のまま引き継ぐ。
- (9) P T A 連合会、子ども会育成連絡協議会、文化協会は、統合する。
婦人会、体育協会は、合併後 3 年を目途に統合する。
青年会は、現行のまま引き継ぐ。
- (10) 資料館及び社会体育施設の使用料は、現行のまま引き継ぐ。
- (11) 町民センター図書室は、加藤文太郎記念図書館の分館として整備する。
移動図書館車は、温泉町にも運行する。

2 3 - 1 5 電算システム関係事業の取扱い

電算システム関係事業は、統合し、単独で導入する。また、住民サービスの低下を招かないように 2 町間のネットワークを構築する。

調 印 書

浜坂町及び温泉町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく浜坂町・温泉町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成16年10月2日

浜坂町長

.....

温泉町長

.....

立 会 人

兵 庫 県 知 事

合 併 協 議 会 顧 問

合 併 協 議 会 顧 問

立 会 人

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

立 会 人

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....